

# かけはし

JITCO JOURNAL

7  
2019.July  
Vol.138

●トピックス

在留資格  
「特定技能」  
に係る

登録支援機関の要件と登録申請手続  
在留資格変更許可申請の要件と手続  
送出しの枠組について

|| JITCOの訪問相談からみた実習監理の課題

|| JITCO保険の保険金請求からみた技能実習生の日常生活の留意点



# かけはし

JITCO JOURNAL



2019.7 Vol.138

表紙の写真：サイゴン川越しに臨む高層ビル群  
(ベトナム・ホーチミン市)

経済成長が著しいベトナムの中でも、ホーチミン市は南部の中心都市として、近年、多数の高層ビル、外資系ホテルが誕生しています。変わりゆく街並みを印象づけるのが、2018年より順次開業している「ランドマーク81(Landmark 81)」(写真中央)。高さ396.9m(最頂部461.2m)、地上81階建て・地下3階建てで、5つ星ホテルのほかマンション、オフィス、ショッピングセンター、展望台などを併設しています。

## CONTENTS

p.1 在留資格「特定技能」に係る制度説明会開催のご報告

### トピックス

p.2 在留資格「特定技能」に係る登録支援機関の要件と登録申請手続

p.6 在留資格「特定技能」に係る在留資格変更許可申請の要件と手続

- p.10 ● 特定技能における分野別の協議会について  
● 在留資格「特定技能」に係る技能試験(14分野)および日本語試験について

p.11 特定技能による受入れのQ&A

p.12 在留資格「特定技能」に係る送出しの枠組について

p.13 海外情報

p.14 JITCOの訪問相談からみた実習監理の課題

p.16 JITCO保険(外国人技能実習生総合保険)の保険金請求からみた  
技能実習生の日常生活の留意点

p.18 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

p.22 JITCOの教材のご案内

p.24 JITCOカレンダー

### 技能実習days

- 株式会社博多魚嘉 ● 富士食品工業株式会社 ● 北陸プレス工業株式会社

# 在留資格「特定技能」に係る 制度説明会開催のご報告

昨年（2018年）12月8日、第197回臨時国会において、在留資格「特定技能」の創設を柱とする改正入管法が成立しました。在留資格「特定技能」は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を持つ外国人（特定技能外国人）を受け入れることが可能となる仕組みであり、本年4月1日から施行されています。

これを受け、JITCOでは2019年3月25日から4月25日まで、東京、名古屋、大阪など全国12ヶ所（合計14回）において、在留資格「特定技能」に係る制度説明会を開催いたしました。

本説明会には、技能実習制度における監理団体・実習実施者の方々を中心に約2,200名の皆さまにご出席いただきました。講義は、法務省の講師より在留資格「特定技能」の概要等について、その後JITCOの講師から各分野の概要や手続の流れ等について説明がなされました。また、各講義の後には質疑応答が活発に行われました。

JITCOでは今後も特定技能に関するセミナーの開催や講師派遣を行ってまいります。

開催日	開催地	参加者数
① 3月25日	東京	276名
② 3月27日	大阪	223名
③ 3月28日	名古屋	225名
④ 4月9日	広島	172名
⑤ 4月10日	福岡	199名
⑥ 4月11日	長野	70名
⑦ 4月12日	水戸	94名
⑧ 4月16日	松山	64名
⑨ 4月17日	高松	104名
⑩ 4月18日	名古屋	193名
⑪ 4月19日	仙台	74名
⑫ 4月23日	札幌	101名
⑬ 4月24日	東京	260名
⑭ 4月25日	富山	108名



東京会場 3月25日

## 特定技能に係るJITCOの支援サービス

JITCOでは個別のご相談、セミナーの開催、書類の点検・取次、保険の提供などを通じて、受入れ機関、登録支援機関等の関係者の皆さまの円滑な制度活用・業務運営をサポートしています。

### 受入れ支援

- 特定技能外国人を受け入れたいが、相談に乗ってほしい。
- 特定技能外国人の受入れのため、セミナーを受講したい。

### 手続き支援

- 申請書類が正しく書けているか不安なので確認してほしい。
- 申請書類の地方出入国在留管理局への取次を依頼したい。

### 在留支援

- 特定技能外国人が加入できる保険について教えてほしい。

### 特定技能に係るJITCOのお問合わせ先

#### 受入れ支援

##### ●「特定技能」に関する相談

実習支援部相談課  
(03-4306-1160)  
各地方駐在事務所  
(JITCOホームページを  
ご覧ください)

##### ●説明会・セミナーの開催

講習業務部業務課  
(03-4306-1138)

#### 手続き支援

##### ●地方出入国在留管理局への 書類の点検・取次

申請支援部支援第二課  
(03-4306-1040)

#### 在留支援

##### ●JITCO保険

実習支援部保険業務課  
(03-4306-1178)

# 在留資格「特定技能」に係る 登録支援機関の要件と登録申請手続

新たな在留資格「特定技能」制度が盛り込まれた「出入国管理および難民認定法」（以下、入管法という）が改正のち施行（2019年4月1日）され、特定技能外国人の受入れが開始しました。外国人を在留資格「特定技能1号」で受け入れるには、外国人と適正な雇用契約（特定技能雇用契約）を締結し、「1号特定技能外国人支援計画」（以下、支援計画という）を作成して実施する必要があります。受入れ機関は支援計画の実施について、自ら実施するか、「登録支援機関」等に委託することとなります。

技能実習制度の監理団体の皆さまの中には、在留資格「特定技能」での外国人材受入れに関しても、登録支援機関となって受入れ機関から支援計画の実施を受託されるケースもあると思われます。そこで本稿では、登録支援機関の要件や登録手続等について解説します。

## 1 1号特定技能外国人の 支援計画について

受入れ機関（以下、「特定技能所属機関」という）は、外国人を在留資格「特定技能1号」として受け入れようとする場合には、当該在留資格による活動が安定的かつ円滑に行われるように、職業生活上、日常生活上および社会生活上の支援の実施に関する「1号特定技能外国人支援計画書」（参考様式第1-17号）を作成した上で、当該計画に基づいて支援する必要があります。

支援計画の項目は法務省令で規定されており、必ず実施しなければならない義務的支援となります。具体的には以下に記載する10項目です。特定技能所属機関は支援計画の全部を登録支援機関に委託する場合であっても、自ら支援計画の作成を行う必要があります。

※登録支援機関が必要に応じて支援計画の作成の補助を行うことは差し支えありません。

※1号特定技能外国人支援計画書は、特定技能1号に係る在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等の際に申請書に添付する資料となります。

※特定技能2号については、当該支援の義務はありません。

### 【支援計画の10項目】

#### ① 事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前または在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面あるいはテレビ電話等で説明する。



#### ② 出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等から事業所または住居へ送迎する。
- ・帰国時に空港の保安検査場まで送迎・同行する。

#### ③ 住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる、社宅を提供する等適切な住宅の確保を支援する。
- ・銀行口座等の開設、携帯電話やライフラインの契



約等を案内し、必要に応じて各手続を補助する。

#### ④ 生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるように、日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等を説明する。

#### ⑤ 公的手続等への同行

必要に応じて住居地、社会保障、納税などの手続に同行し、書類作成の補助をする。

#### ⑥ 日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内や日本語学習教材の情報提供等を行う。



#### ⑦ 相談・苦情への対応

職場や生活上の相談、苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語で対応し、内容に応じて必要な助言、指導等を行う。

#### ⑧ 日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等を行う。

#### ⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報を提供する。

#### ⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人およびその上司等と定期的（3ヶ月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報する。

## ■支援計画の作成および実施の留意点

### 事前ガイダンス（①）について

特定技能1号で受け入れようとする外国人が十分理解できる言語により、約3時間程度対面またはテレビ電話等により、本人であることを確認したうえで実施することが求められます。文書の郵送や電子メールの送信のみによることは認められません。実施した後は、日本語のほか当該外国人が十分に理解できる言語で記載した「事前ガイダンスの確認書」（参考様式第1-7号）を示して署名を得る必要があります。

### 住居確保に係る支援（③）について

住居の居室の面積は1人当たり7.5㎡以上を満たすことが求められています。なお、技能実習2号等から移行を希望する者で、すでに住居が確保されており、引き続き本人が居住を希望する場合は除かれますが、将来、退去しなければならない事由が発生した場合には、新たに住居を確保するための支援が必要となります。

### 生活オリエンテーション（④）について

特定技能1号で受け入れた外国人が十分に理解できる言語により、少なくとも8時間以上、実施することが求められます。実施した後は、日本語のほか当該外国人が十分に理解できる言語で記載された「生活オリエンテーションの確認書」（参考様式第5-8号）を示して署名を得る必要があります。

### 公的手続等への同行（⑤）について

特定技能1号で受け入れた外国人が、住居地届出・住居の変更届出、社会保障や税に関する届出等の公的手続を履行するにあたっては、必要に応じて行政機関の窓口に同行する等して書類作成のほか必要な支援を行わなければなりません。

## 2 登録支援機関の要件

登録支援機関として登録されるための要件としては、入管法に規定されている登録の拒否事由（禁錮以上に処せられた者、労働関係法令等に違反し罰金の刑に処せられた者等。いずれも欠格期間5年）と、以下の入管法施行規則に規定する登録拒否事由に該当していないことが求められます。通常、これらの拒否事由に該当しなければ登録されることとなります。

### 入管法施行規則に規定する登録拒否事由

①精神の機能障害により適正な支援業務に必要な認知、判断、意思の疎通を適正に実施できないもの（入管法施行規則第19条の20）

②次のいずれかに該当するもの（入管法施行規則第19条の21）

- ア) 過去1年間に責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させているもの
- イ) 役員または職員の中から、支援責任者および支援業務を行う事業所ごとに1名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる）が選任されていないもの
- ウ) 次のいずれにも該当しないもの
  - a 過去2年間に就労に係る在留資格をもって在留する中長期在留者について適正な受入れまたは管理を適正に行った実績があるものであること
  - b 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有するものであること
  - c 支援責任者および支援担当者が、過去5年間に2年以上の就労に係る在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験

- を有するものであること
- d aからcと同程度に支援業務を実施できる者と認められたもの
- エ) 情報提供および相談対応に関し次のいずれかに該当するもの
  - a 特定技能外国人の理解言語で情報提供体制を有していないもの
  - b 相談担当職員を確保し特定技能外国人の理解言語で適切に対応する体制を有していないもの
  - c 支援責任者または支援担当者が特定技能外国人およびその監督者と定期面談実施体制を有していないもの
- オ) 支援状況関係帳簿を作成し支援実施事務所に1年以上備え置くこととしていないもの
- カ) 支援責任者または支援担当者が次のいずれかに該当するもの
  - a 入管法に規定する登録拒否事由（第1号から第11号まで）に該当（責任者・担当者）
  - b 委託特定技能所属機関の役員と密接な関係（配偶者、2親等内親族等）（責任者）
  - c 過去5年間に委託特定技能所属機関の役職員（責任者）
- キ) 支援費用について直接または間接に外国人に負担させることとしているもの
- ク) 支援委託契約締結時に費用額、内訳を提示することとしていないもの

### 登録支援機関の要件の留意点

#### 責めに帰すべき事由による外国人不明者の発生（②のア）

技能実習制度上の監理団体が、登録支援機関になろうとする場合、過去1年間に監理団体の責めに帰すべき事由により1人でも行方不明者を発生

させている場合は、登録拒否事由に該当することになります。

#### □ 支援責任者および支援担当者の選任(②のイ)

支援責任者と支援担当者はそれぞれの要件を満たせば兼任可能です。支援責任者は常勤または非常勤いずれでも可能ですが、支援担当者については常勤が望ましいとされています。また支援責任者と支援担当者は入管法に規定する登録の拒否事由に該当しない他、支援責任者については、特定技能所属機関と密接な関係にある者や過去5年以内に当該機関の役員や職員に該当しないことが求められます。

#### □ 1号特定技能外国人の理解言語での情報提供体制(②のエ-b)

情報提供体制として、1号特定技能外国人の理解言語により対応できる職員を確保するか、必要に応じて委託による通訳人を確保していることが必要です。

#### □ 定期面談体制(②のエ-c)

支援責任者等は、3ヶ月に1回以上、1号特定技能外国人の特定技能所属機関を訪問して、労働状況および生活状況について1号特定技能外国人およびその上司と面談する体制を整えておくことが必要です。

### 3 登録支援機関の登録申請手続

登録支援機関の登録申請は、支援業務を開始する予定日の2ヶ月前までに、上記の申請書類を揃えて申請者の住所を管轄する「地方出入国在留管理局」に持参または郵送することにより行います。

#### (1) 申請に必要な書類

必 要 書 類	
1	登録支援機関登録申請書（省令様式別記第29号の15様式）
2	登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
3	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）
4	支援責任者の就任承諾書および誓約書の写し（参考様式第2-3号）
5	支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号）
6	支援担当者の就任承諾書および誓約書の写し（参考様式第2-5号）
7	支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）
8	その他の書類 法人の場合：登記事項証明書、定款または寄附行為の写し、役員の住民票の写し 個人の場合：住民票の写し、納税申告書の写し 等

#### (2) 申請手数料

申請手数料は、申請時に手数料納付書（別記第83号の2様式）に収入印紙を貼付して納付します。

- 新規登録 28,400円
- 登録更新 11,100円

登録有効期間は5年間ですので、更新手数料を納付して5年ごとに更新の手続を行う必要があります。

#### (3) 登録通知

出入国在留管理庁長官は、登録拒否事由に該当しないと認められた場合、登録支援機関登録簿に登載し、申請者に対して登録支援機関登録通知書を交付します。登録の有効期間は5年間です。登録支援機関登録簿は、同庁のホームページに公表されます。

# 在留資格「特定技能」に係る 在留資格変更許可申請の要件と手続

技能実習2号修了者は、在留資格「特定技能1号」を取得するにあたり、技能試験・日本語試験が免除されることから、当面は同修了者から「特定技能1号」へ移行する者が主となるとみられています。本稿では、現在、在留中の技能実習2号修了者（または修了予定者）の「特定技能1号」への在留資格変更許可申請の要件や手続等について解説します。

## 1 「特定技能1号」の上陸要件

国外から特定技能1号で入国する場合、上陸時に次の上陸基準省令に適合している必要がありますが、技能実習2号等で在留中の者であっても、特定技能1号への在留資格変更許可申請を行う場合は、当該上陸基準省令に適合しているか審査されます。

### ■在留資格「特定技能1号」の上陸基準省令の概要（上陸要件）

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 相当程度の知識または経験を必要とする技能について試験その他の評価方法で証明されていること
- ④ 生活日本語能力および業務日本語能力について試験その他の評価方法で証明されていること
- ⑤ 退去強制令書の執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持すること
- ⑥ 通算在留期間が5年以内であること
- ⑦ 申請人、配偶者、直系・同居親族、その他申請人と密接な関係者について保証金の徴収等財産管理されず、契約不履行について違約金を定める契約等がなく、かつ締結の見込みがないこと

ないこと

- ⑧ 契約の取次、活動の準備のために外国の機関への費用負担がある場合において、金額等について理解し合意していること
- ⑨ 食費等の定期的に負担する費用について、内容を理解し、実費に相当する適正な額であり、明細等の書面が提示されること
- ⑩ 本国で定められている遵守すべき手続を経ていること
- ⑪ 法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野で、当該分野の所管関係行政機関の長が法務大臣と協議して告示で定める基準に適合すること

### ■上陸要件の留意点

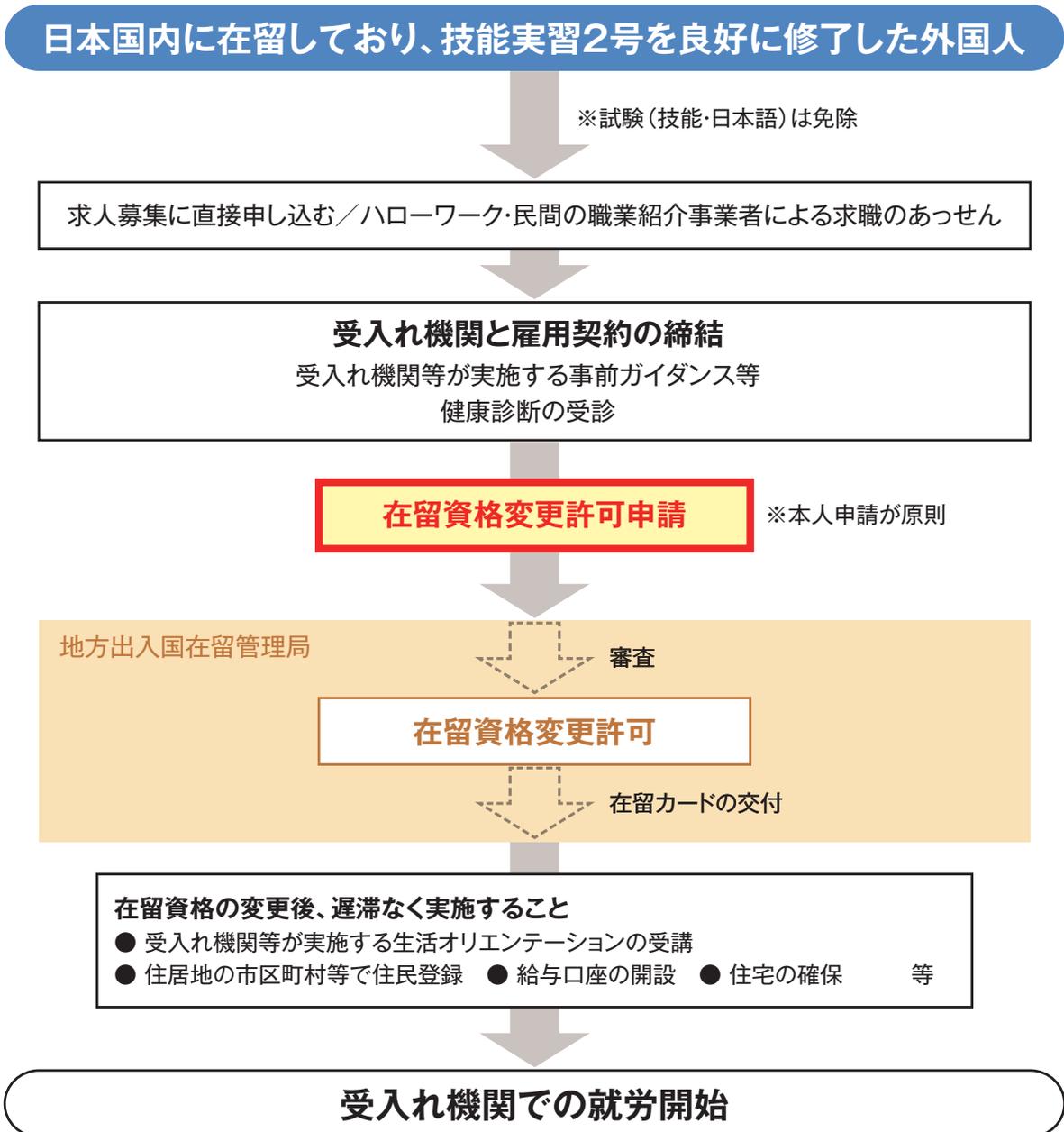
- ③の技能水準や④の日本語能力に関して、技能実習2号を良好に修了している者は試験等を免除されます。良好に修了しているとは、技能実習を2年10ヶ月以上修了し、①技能検定3級等の実技試験に合格していること、②合格していない場合は技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。
- ⑥については、特定技能1号として在留できる通算期間を定めたものです。特定技能1号の

在留期間には、1年、6ヶ月または4ヶ月がありますが、通算期間5年以内であれば、在留期間を更新することは可能です。また、在留期間を4ヶ月または6ヶ月として日本で就労し、これを毎年繰り返すことも可能です。いずれにしても通算しての在留期間が5年を超えないことが求められます。なお再入国許可（みなし再入国許可を含む）により、日本から出国している期間も通算の在留期間に含まれますので、通

算期間の積算には留意が必要です。

## 2 在留資格変更許可申請の手続

下図は、「技能実習2号」を良好に終了した者が「特定技能1号」へ移行する場合の手続の流れを示したものです。受入れ機関は当該外国人との雇用契約の締結、事前ガイダンス等の実施、(外



国人の)健康診断受診を済ませたうえで、在留資格変更許可申請を行います。申請は、特定技能1号への移行を希望する外国人が自らの住居地を管轄する地方出入国在留管理局へ出頭して在留資格変更許可申請を行う必要があります。ただし、特定技能所属機関の職員または特定技能所属機関から申請人に係る支援計画の全部委託を受けた登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長から申請取次者としての承認を受けている者は、申請人から依頼を受けて申請書類を持参し、申請を取次ぐことができます。

### 3 在留資格変更許可申請に必要な書類

#### (1) 申請に必要な書類

- ① 在留資格変更許可申請書(別記第30号様式)縦4cm×横3cmの写真1枚を貼付する
- ② 旅券および在留カード
- ③ 技能水準を証する書類および日本語能力を証する書類
  - 技能検定3級等の合格証書写し
  - 特定技能外国人の履歴書(参考様式第1-1号)
  - 技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)
- ④ 外国における費用負担を証する書類  
支払費用の同意書および費用明細書(参考様式第1-8号)
- ⑤ 健康診断個人票(参考様式第1-3号)
- ⑥ 雇用契約関係書類
  - 特定技能雇用契約書の写し(参考様式第1-5号)
  - 雇用条件書および賃金の支払写し(参

考様式第1-6号および別紙)

- 特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号)
  - 徴収費用の説明書(参考様式第1-9号)
  - 通算在留期間に係る誓約書(参考様式第1-24号)
  - 就業条件明示書写し(参考様式第1-13号) 派遣の場合
  - 派遣計画書(参考様式第1-12号) 派遣の場合
- ⑦ 所属機関関係書類
- 特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号)
  - 事前ガイダンスの確認書(参考様式第1-7号)
  - 派遣先の概要書(参考様式第1-14号(農業)・15号(漁業) 派遣の場合)
  - 雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)
  - 支援責任者の就任承諾書・誓約書(参考様式第1-19号)
  - 支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号)
  - 支援担当者の就任承諾書・誓約書(参考様式第1-21号)
  - 支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号)
  - 所属機関の登記事項証明書・損益計算書・貸借対照表等
  - 役員等の住民票
- ⑧ 支援計画関係書類
- 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)

- 支援計画委託契約書写し（参考様式第1-18号）

## ■申請書類に関する留意点

- ③の技能水準を証する書類として技能検定3級等の実技試験に合格している場合には、合格証（写し）を提出する必要があります。合格していない場合には、代わりに「技能実習生に関する評価調書」を提出する必要があります。
- ⑤の健康診断個人票については、在留中の者は国内で受診したものを提出する必要があります。様式については、参考様式第1-3の受診項目が記載されていれば他の様式でも差し支えありませんが、申請人が十分に理解できる言語により記載されたものに申請人が署名したものを提出する必要があります。
- その他、日本語の他に申請人の理解言語により記載されるべき書類については次のものがあり、作成漏れがないよう注意する必要があります。
  - 特定技能外国人の履歴書
  - 特定技能雇用契約書雇用条件書
  - 事前ガイダンスの確認書
  - 支払費用の同意書および明細書
  - 特定技能外国人支援計画書

## (2) 処理期間、手数料納付

地方出入国在留管理局では、標準処理期間として2週間から1ヶ月を想定しています。

審査の結果、許可される場合には、許可時手数料納付書（別記第84号様式）に4,000円の収入印紙を貼付し申請人が署名したものを提出する必要があります。

## (3) 許可

許可される場合、在留資格を「特定技能1号」、在留期間を1年または6ヶ月ないし4ヶ月とする在留カードとともに、「公私の機関（特定技能所属機関）」および「特定産業分野」が記載された指定書（別記第31号の4様式）が交付されます。

※転職等により指定書に記載された「公私の機関（特定技能所属機関）」または「特定産業分野」を変更する場合には、在留資格変更許可申請が必要となります。

## JITCO の申請支援サービスのご紹介

JITCO では、2019年4月1日から在留資格「特定技能」新設に伴うJITCO点検・取次サービスを開始しております。

また登録支援機関としての登録が完了していない等の理由により、在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請ができないために本サービスを利用できない場合も、技能実習生等の在留期限が2019年9月末までに満了する場合にあっては、特例措置が講じられています。この特例措置に係る点検・取次サービスも取り扱っておりますので、併せてご利用ください。

詳細につきましては、JITCO ホームページをご覧ください。

## 特定技能における分野別の協議会について

特定技能においては、分野ごとに所管省庁によって「協議会」が設置され、特定技能外国人の受入れ機関は協議会の構成員になることが求められます。協議会では、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況把握等が行われます。

- ※1 協議会への加入方法や開催日程等については分野ごとに異なり、各所管省庁のホームページ等で公表されます（下表「技能試験」に記載の URL 参照）。
- ※2 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となります（受入れ機関が直接協議会に所属する必要はありません）。

## 在留資格「特定技能」に係る技能試験（14分野）および日本語試験について

「特定技能1号」の在留資格を取得するための技能試験および日本語試験の状況は下表の通りです。なお「技能実習2号を良好に修了している者」は、必要な技能水準・日本語能力水準等を満たす者として技能試験・日本語試験が免除されます。

### ■技能試験（2019年6月12日時点）

分野	試験名称(◇は仮称)	試験実施主体およびホームページ	国外の実施予定時期／実施予定国	国内の実施予定時期／実施予定地	所管
介護	介護技能評価試験	試験作成は厚生労働省。試験実施および運営等は同省が補助する 2019年度介護技能評価試験等実施事業者 ③ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html</a>	第1回 4月13～14日／フィリピン 第2回 5月25～27日／フィリピン 第3回 6月15～16日／フィリピン 第4回 6月22～24日／フィリピン ※第5回を7月に予定。以降も順次、実施	未定	厚労省
ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	(公社)全国ビルメンテナンス協会 ③ <a href="http://www.j-bma.or.jp/">http://www.j-bma.or.jp/</a>	2019年秋以降／ベトナム・その他で検討中	2019年秋以降	経産省
素材産業	製造分野特定技能1号評価試験 ◇	未定	2019年度内／ベトナム・中国・フィリピン・インドネシア・タイ	未定	
産業機械製造業					
電気・電子情報関連産業					
建設	建設分野特定技能1号評価試験 ◇	(一社)建設技能人材機構 ③ <a href="https://jac-skill.or.jp/">https://jac-skill.or.jp/</a>	2019年度内／ベトナム・フィリピンで実施するよう調整中	未定	国交省
造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験 ◇	(一財)日本海事協会 ③ <a href="http://www.classnk.or.jp/hp/ja/index.html">http://www.classnk.or.jp/hp/ja/index.html</a>	2019年度内／中国で実施するよう調整中	2019年度中	
自動車整備	自動車整備特定技能評価試験 ◇	(一社)日本自動車整備振興会連合会 ③ <a href="https://www.jaspa.or.jp/">https://www.jaspa.or.jp/</a>	2019年度内／ベトナム・フィリピンで実施するよう調整中	未定	
航空	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング) ◇	(公社)日本航空技術協会 ③ <a href="https://www.jaea.or.jp/">https://www.jaea.or.jp/</a>	2019年度内／フィリピンで実施するよう調整中	2019年度中	
	航空分野技能評価試験(航空機整備) ◇		2019年度内／モンゴルで実施するよう調整中	未定	
宿泊	宿泊業技能測定試験	(一社)宿泊業技能試験センター ③ <a href="https://caipt.or.jp/">https://caipt.or.jp/</a>	2019年度早期／ベトナムで実施するよう調整中 2019年度内／ミャンマーで実施するよう調整中	第1回 4月14日／札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・大阪府・広島市・福岡市 第2回 10月頃開催予定	農水省
農業	農業技能測定試験(耕種農業全般) ◇	(一社)全国農業会議所 ③ <a href="https://www.nca.or.jp/">https://www.nca.or.jp/</a>	2019年秋以降／中国・ベトナム・フィリピン・インドネシア・カンボジア・タイ・ミャンマーを検討中	2019年秋以降	
	農業技能測定試験(畜産農業全般) ◇		2019年秋以降／中国・ベトナム・フィリピン・インドネシア・カンボジア・タイ・ミャンマーを検討中	2019年秋以降	
漁業	漁業技能測定試験(漁業) ◇	(一社)大日本水産会 ③ <a href="http://www.suisankai.or.jp/">http://www.suisankai.or.jp/</a>	2019年秋以降／インドネシアを検討中	2019年度内	
	漁業技能測定試験(養殖業) ◇		2019年秋以降／ベトナム・中国・フィリピンを検討中	2019年度内	
飲食品製造業	飲食品製造業技能測定試験		2019年10月／中国・ベトナム等の5ヶ国を検討中	2019年10月以降	
外食業	外食業技能測定試験	(一社)外国人食品産業技能評価機構	2019年6月／ベトナムで実施するよう調整中	第1回 2019年4月25日／東京都・大阪府 第2回 2019年6月24日／札幌・仙台・岡山、6月27日／東京・名古屋・大阪、6月28日／東京・名古屋・福岡	

### ■日本語試験（2019年6月12日時点）

分野	試験名称(※は仮称)	試験実施主体およびホームページ	国外の実施予定時期／実施予定国	国内の実施予定時期／実施予定地
14分野共通	国際交流基金日本語基礎テスト	(独)国際交流基金 ③ <a href="https://www.jpf.go.jp/j/index.html">https://www.jpf.go.jp/j/index.html</a>	2019年4月13～14日／フィリピン 2019年5月25～27日／フィリピン 2019年6月15～16日、22～24日／フィリピン ※その他の国での実施については調整中。 随時ホームページに掲載	未定
介護(追加要件)	介護日本語評価試験	試験作成は厚生労働省。試験実施および運営等は同省が補助する 2019年度介護技能評価試験等実施事業者 ③ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html</a>	第1回 4月13～14日／フィリピン 第2回 5月25～27日／フィリピン 第3回 6月15～16日／フィリピン 第4回 6月22～24日／フィリピン 第5回 7月1～4日、8日～11日／フィリピン ※以降も順次、実施	未定

- ※各所管省庁の公表資料をもとにJITCO作成。
- ※日本語試験は「日本語能力試験」(N4以上)も活用。国内外:2019年7月7日、12月1日(海外実施都市によってはいずれかの実施)

# 特定技能による受入れの Q&A

本年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが始まりました。JITCOでは、特定技能による受入れに関する様々な相談を受けていますが、中でもすでに技能実習生を受け入れている監理団体、実習実施者の皆さまから、「帰国した技能実習生を特定技能外国人として受け入れたい」という相談が多く寄せられています。今回はこれまで寄せられたご相談を2例ご紹介します。

**Q1** 当組合で受け入れていた帰国済みの元技能実習生を、特定技能で受け入れたいと考えています。当時は随時3級の受験が任意だったため未受験で帰国しています。特定技能で従事する業務と技能実習で行った職種・作業が同じ場合と、異なる場合のそれぞれについて、要件等を教えて下さい。

**A1** 帰国済みの元技能実習生を特定技能外国人として入国させるには、まず技能実習での職種・作業と特定技能で従事する業務（特定産業ごとの業務区分）について一致しているか確認する必要があります。

**●特定技能で従事する業務と技能実習で行った職種・作業が同じ分野である場合**

技能実習2号を良好に修了している場合には特定産業分野の試験が免除されます。ここでいう「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10ヶ月以上修了し、①技能検定3級（相当）の実技試験に合格していること、または、②技能検定3級（相当）の試験に合格してはいないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた当時の実習実施者（旧制度の実習実施機関を含む）が、当該外国人の技能実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面（評価調書）により、技能実習2号を良好に修了していると認められること、とされています。

※技能実習2号を修了した者には、技能実習法施行前の技能実習2号を修了した者も含まれます。

なお、この評価調書は、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が当該外国人を技能実習

生として受け入れていた実習実施者である場合には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む）を受けていなければ省略することができます。

**●特定技能で従事する業務と技能実習で行った職種・作業が異なる分野である場合**

特定技能に従事する外国人は、その分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を有していなければならないと法務省令で定められています。技能実習2号修了者はこの要件を満たしている者として試験が免除されていますが、技能実習の職種・作業と異なる産業に従事する場合は、この要件を満たしていないため特定産業分野の試験を受験し合格しなければなりません。

**Q2** 技能実習法施行前の旧制度において技能実習生に交付されていた技能実習修了証書をもって、「技能実習2号を良好に修了している」証明になりますか。

**A2** 旧制度で発行されていた技能実習修了証書は技能実習2号期間を8割以上修了した実習生に交付されていたものですが、これをもって「技能実習2号を良好に修了している」ことの証明とはみなされません。上記 Q1、A1 で述べているとおり、「評価調書」の作成・提出が必要となります。

# 在留資格「特定技能」に係る送出しの枠組について

## 各国政府との二国間取決めの締結状況と、取決めの内容とは？

日本政府は、特定技能外国人の受入れに関して、悪質な仲介事業者の排除や情報共有の枠組の構築のための二国間取決めを行うこととしています。2019年5月1日時点では、フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマーおよびモンゴルとこの取決めを締結済みで、ベトナム、中国、インドネシア、タイとも交渉中であるとのことです。

また、これらの9ヶ国以外に送出しが想定される国に対しても、日本政府は二国間取決めに向けた交渉を進めるとしています。なお、二国間取決めがある場合は勿論のこと、ない場合であっても、当該国からの受入れは、日本および送出国の法令を遵守する必要があります。

二国間取決めの内容は相手国によって異なりますが、基本的な構成は以下の通りです。これまで締結された二国間取決めの主なポイントを順に見ていきましょう。

### 二国間取決めの構成（概略）

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ① 取決めの目的         | ② 両政府の連絡窓口 |
| ③ 協力の枠組み         | ④ 日本政府の約束  |
| ⑤ 外国政府の約束        | ⑥ 情報共有・協議  |
| ⑦ 技能・日本語能力試験への協力 |            |
| ⑧ 制度見直し時の対応 等    |            |

取決めの目的は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保ならびに、送出し・受入れおよび日本在留に関する問題解決のための情報連携を通じた特定技能外国人の保護と両国の相互利益の強化です。

両国政府の連絡窓口について、日本側は「出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課」とされており、相手国の連絡窓口は、通常、労働関連の担当部署が指定されています。

この取決めの中では、両国政府の「約束」、つまりこの制度において具体的にどんな取組みをするのかが示されています。国によって内容は異なりますが、多くの場合、送出国の基準に従って認定された送出国の日本側への通知（日本での公表）、認定送出国に問題があった場合の調査、認定の取消し（日本での公表）、日本の登録支援機関の一覧や受入機関に発出された改善命令に関する日本から送出国への情報提供（送出国での公表）等について定められています。

また情報共有については、保証金や違約金、人権侵害や書類関係の不正、あるいは特定技能外国人本人の理解が不十分のまま手数料を徴収することに関する情報の共有

について取決めがなされているほか、問題是正のための協議等についても言及されています。

## 職業紹介に関するルールはどうなっているの？

特定技能外国人候補者（求職者）と、特定技能所属機関候補者（求人者）からの申込みを受けて、相互における雇用関係の成立のあっせんを日本国内で行うことは、職業安定法における「職業紹介」にあたり、「職業紹介事業者」は厚生労働大臣への許可申請（具体的には都道府県労働局を通じて行う）または届出を行わなければなりません。

監理団体の皆さまは、技能実習法に基づき監理団体の許可を受けていれば、技能実習に限って職業安定法上の許可は不要ですが、特定技能外国人に係る職業紹介は範囲外であり、職業安定法上の職業紹介事業の許可等が必要です。別途すでに有効な職業紹介事業の許可・届出が行われている場合も、その許可内容や届出内容の範囲内かどうか、確認が必要です。

国外にわたる職業紹介において国外の取次機関（通常「送出国」と言われるもの）を利用する場合（職業紹介事業者が自ら海外での活動が認められている場合を除く）は、許可申請等に際し、都道府県労働局に対して次の書類を提出する必要があります。

- 相手先国における職業紹介に関する法令
- 取次機関が国外にわたる職業紹介においてその活動が認められている証明書（通常「国外の政府機関が発行するライセンス証」と言われるもの）
- 取次機関と職業紹介事業者の業務分担について記載した契約書等

また、職業紹介事業者は入管法等関係法令および相手先国の法令を遵守する必要があり、相手先国の法令としては、上記の法令の他、特定技能制度の二国間取決め等も含まれます。

さらに、求職者と求人者が直接求職行為や求人行為を行う場合においても、職業安定法等の日本の法令および相手先国の法令・二国間取決め等を遵守する必要があります。

なお、国内における職業紹介（技能実習2号修了者や留学生が特定技能外国人に移行する場合等）においても、職業安定法や職業紹介事業にかかるルールを遵守しなければならない点は言うまでもありません。

今後の二国間取決めの状況や内容とともに、各国の指針や個別事情について、次号以降でもご案内する予定です。

■ 本件に関するお問い合わせ先 国際部 TEL: 03-4306-1151

## 日本政府と送出し国政府による技能実習制度に係る二国間取決めおよび送出し国政府による認定送出機関の公表について

2019年5月1日現在、日本政府は13ヶ国(表1)の政府と技能実習制度に係る二国間取決めを締結し、このうち11ヶ国の政府はすでに認定送出機関を公表しています。

④ 外国人技能実習機構(OTIT)のホームページで公開

[http://www.otit.go.jp/soushutsu\\_kikan\\_list/](http://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/)

認定外の送出機関からの受入れは認められないほか、随時各国政府により認定機関の追加や取消等が行われる場合がありますのでご注意ください。認定送出機関以外(認定を取り消された送出機関を含む)からの申請(入国・在留中とも)については、OTITのホームページ上の2018年8月13日付お知らせ(No.4-9)をご覧ください。

表1 技能実習制度に係る二国間取決めの締結状況 (2019年5月1日現在)

国名	二国間取決め締結日	送出し政府による認定送出機関の選定
ベトナム	2017年6月6日	公表済み
カンボジア	2017年7月11日	公表済み
インド	2017年10月17日	公表済み
フィリピン	2017年11月21日	公表済み
ラオス	2017年12月9日	公表済み
モンゴル	2017年12月21日	公表済み
バングラデシュ	2018年1月29日	公表済み
スリランカ	2018年2月1日	公表済み
ミャンマー	2018年4月19日	公表済み
ブータン	2018年10月3日	公表済み
ウズベキスタン	2019年1月15日	公表済み
パキスタン <b>New!</b>	2019年2月27日	未公表
タイ <b>New!</b>	2019年3月27日	8月1日までに公表予定

## JITCOの取組みについて

### ■カンボジア労働・職業訓練大臣との協議の実施

2019年3月25日、カンボジア王国労働・職業訓練省ソムヘーン大臣が来訪され、協議を行いました。JITCOからは、技能実習制度の現状に加えて特定技能の概要やJITCOの取組み予定について説明し、大臣からは、これまでの支援への感謝と併せて、今後の技能実習生及び特定技能外国人の送出拡大への期待とJITCOによる各種支援の要望がなされました。



中央：サムヘーン大臣

### ■インドネシアセミナーの開催等

2019年3月14日、15日に、一般社団法人在日インドネシア経営者協会(APIJ)、KYODAI Remittance(株式会社ウニードス)およびAP2LN(海外実習事業主催協議会)がそれぞれ主催し、在日インドネシア大使館およびJITCO等が協力したインドネシア人材セミナーが開催されました。

両日とも、インドネシアからは労働省(MOM)および海外労働者派遣・保護庁(BNP2TKI)の代表者および30社60名程度の送出機関が参加し、日本側の監理団体や実習実施者などの参加者延べ140人程度のワークショップやビジネスマッチングを通して交流を深めました。

また、これらの開催にあたってJITCOは、海外労働者派遣・保護庁のタタン事務局長と協議を行い、特定技能外国人の取扱いについて情報交換を行いました。



ビジネスマッチングの様子

### ■ウズベキスタン技能実習フォーラムの開催等

2019年5月14日、東京のJITCO本部にてウズベキスタン雇用・労働関係省および在京大使館主催で「技能実習フォーラム」が開催され、JITCOが後援しました。フォーラムには日本側およびウズベキスタン側の関係者118名が参加し、ウズベキスタン側の送出し準備状況等を紹介する講演が行われたほか、両国参加者の交流を図るネットワーキングの時間が設けられました。

また、同日にはウズベキスタン雇用・労働関係省及び駐日特命全権大使とJITCOのあいだで協議を行いました。ウズベキスタン側からは、技能実習生の送出しに向けてロードマップを作成している旨の報告と、今後もJITCO等の支援を得ながら積極的に体制整備を行っていきたいとの発言がありました。なお、翌日には来日した送出機関向けの勉強会が開催され、JITCOから技能実習制度のポイントおよび注意点を解説しました。



フォーラムの様子

### ■本件に関するお問い合わせ先

国際部 TEL: 03-4306-1151

# JITCOの訪問相談からみた実習監理の課題

JITCOでは、監理団体等の皆さまのところにJITCO職員がお訪ねし、外国人技能実習制度に関するご質問や技能実習生の抱える様々な問題に関するご相談を受ける支援事業を実施しています。本稿では、技能実習法の施行後、これまでに実施した訪問相談からみえてきた実習監理の課題やその対応についてご紹介します。

## 1 新たな技能実習制度への対応

技能実習制度の適正な運用等を目的として、2017年11月に新たに「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律」（以下、技能実習法という）が施行され、外国人技能実習機構（以下、OTITという）において申請書類の審査や実地調査等が実施されるようになりました。これを背景に、JITCOには監理団体の許可、技能実習計画認定等の申請に関するご質問が多く寄せられました。内容といたしましては、個々の項目の記載方法に関するもののほかに、申請書の提出時期に関するご質問も寄せられました。

新たな制度に基づく技能実習生が来日し、実際に技能実習が開始されるに伴い、JITCOに寄せられるご相談は、「OTITによる実地検査」や、「労働基準監督署による監督」に関するものが多く見られるようになりました。なかでも、OTITによる実地検査はこれまで監理団体の皆さまが経験されたことのない、新たな制度によるものであることから皆さまの関心も高かったようです。ご相談の多くは、「検査を受けた結果、改善勧告書や指導書を渡されたが、どのように対応すべきか」といったものでしたが、勧告の内容をうかがうと、①備え付けが求められる書類に関するもの、②実習実施者に対する監査の内容、実施回数に関するもの、③寄宿舎の構造に関するもの等多岐にわたっております。

また、技能実習制度の「上位級試験」に関しても、「（この職種は）他の職種と比較して合格が難しいように感じる」といった実技試験の難易度に関するご意見や、「よりわかりやすい日本語、表現を用いた参考書がほしい」といった教材に関するご要望等が多く寄せられました。

## 2 技能実習生の法的保護の確保

訪問相談では、「技能実習の現場での安全衛生への配慮が不足している」「労働時間の管理に問題がある」等実習

実施者における技能実習生の法的保護に関するご相談も寄せられております。

JITCOでは、監理団体の皆さまへの訪問相談事業と併せて、実習実施者への訪問支援事業も実施しております。この実習実施者への訪問支援事業は、技能実習生の法的保護を確保することを主眼としていますが、「問題点を発見し指摘する」というものではなく、専門の職員が実習実施者を訪問し、その状況や阻害要因等をうかがい、一緒に解決策を考えながら「問題の自主的な改善を促す」という支援を目的とした事業です。

また、「技能実習生のメンタルヘルスケア」に関する事業も訪問支援の一環として実施しております。昨年度におきましても、監理団体からのご依頼を受け、大きな災害に被災された実習実施者に産業カウンセラーを派遣、精神的な不安を抱える技能実習生一人ひとりと面談しケアを行う等の支援をさせていただきます。

## 3 技能実習生の日常生活等

訪問相談においては、技能実習生の日常生活に関するご相談もいただいております。大多数の技能実習生は日本での不慣れた環境の中でも柔軟に対応し、問題なく生活を送っているわけですが、「技能実習生の日常生活等に問題があり、その対応に苦慮している」といったご相談も見られるところです。

寄せられたご相談の一つに、「技能実習生の失踪の防止」に関するものがあります。現在では、技能実習生がSNS等と同じ国の仲間と簡単に情報を取り合える環境にあるので、お互いの会社の労働条件に関する情報交換もさかんに行われているものと考えられますが、ご相談の内容でも、「技能実習生がSNSで新たな働き先を探しているようだ」「失踪をあっせんするブローカーとの接触を防ぐ有効な方法がない」といったものが見られました。この点、監理団体・実習実施者が技能実習生に対し、携帯電話・スマートフォンの使用を禁止したり、S

NS等の閲覧を禁止したりする行為は、人権侵害に当たる行為として技能実習法等で禁止されています。この点に留意したうえで、技能実習生には、「自発的転職は技能実習としての日本での在留資格を失ってしまう」ということを日頃から説明し、十分に理解させておく必要があると考えられます。また、技能実習生が早く日本での生活に慣れるよう、地域の催しへの参加促進、近隣住民との交流支援等も重要です。地域の行事に技能実習生が積極的に参加している監理団体・実習実施者では、地元自治会や行政とも協力しあうケース等が見られます。訪問相談の中で「地元の警察官に失踪後の現実が厳しいことを話してもらっている」という具体的対応をされている監理団体の事例紹介もありました。

また、技能実習生の日常生活に関するものとして、

- 寄宿舎生活、生活マナーにおける地域住民とのトラブル
- 技能実習生同士の言い争いや喧嘩
- 自転車運転中の事故

等の問題で「監理団体としての対応を求められた」という事案が複数にわたって見られました。これらのケースは、場合によっては技能実習生が民事事件あるいは刑事事件の責任を問われることとなりますので、事案を把握した場合には迅速な対応が求められます。

## 4 地域での多文化共生

多文化共生という言葉が一般的に広く使われるようになり、各自治体においても地域のNPOや自治会組織等との連携により、外国人と地域住民とのコミュニケーション作りに向けた取組みが行われるようになりました。

JITCOでは、訪問相談の中で、監理団体の皆さまと多文化共生に関する様々な情報交換を行っておりますが、ご相談等の内容を見ますと、積極的に地域住民との交流を行っている実習実施者もある一方で、ほとんど行っていない実習実施者もあるようです。

監理団体の皆さまには、実習実施者と地域住民の関係を円滑にして、地域の行事等に技能実習生が気軽に参加し住民と交流できるような環境を醸成することが求められます。ここでは、いくつかの取組み事例をご紹介します。

- 祭りやイベントに技能実習生が参加し、日本人職員と共に会場設営や出店の手伝いを行うようにしている。
- 地域の清掃ボランティアに技能実習生が自主的に参加できるよう支援している。

- 地元の中学校と連携し、技能実習生が中学生と簡単な日本語で交流する機会を設けている。
- 地域の歴史に詳しい高齢者と技能実習生の交流を企画している。
- 大学とプロジェクトを組み、技能実習生と教授や学生との交流を図るとともに技能実習制度についての情報交換を行っている。

## 2019年度のJITCOの訪問事業について

技能実習法が施行されずで1年半以上が経過し、監理団体の皆さまには技能実習制度の適正な運用に向け、日々ご尽力されているものと推察します。また、本年4月1日に施行された在留資格「特定技能」による外国人材の受入れへの対応を進めている監理団体の皆さまも多くいらっしゃるものと思われます。JITCOでは、監理団体の皆さまや「特定技能」における登録支援機関の皆さま等への訪問事業を広く展開し、皆さまからいただくご質問、貴重なご意見を広く収集するとともに、引き続き各種支援サービスの一層の充実を図ってまいります。

### ●JITCOの訪問事業における主な支援対象

- (1) 各種申請書作成の円滑化  
「申請書類等の書き方セミナー」および「JITCO 総合支援システム（JITCO サポート）」の充実化を図ります。
- (2) 技能実習の適正化  
技能実習の適正化に向け、改善方法のアドバイスや改善事例等の具体的な対応に関する情報を提供します。
- (3) 上位級試験対策  
皆さまからいただいたご意見、ご要望を国の専門委員会の場等において反映させていくよう努めます。
- (4) 技能実習生の安全衛生確保  
実習実施者への訪問支援を通して、技能実習生の労災事故の防止、メンタルヘルス確保を図ります。
- (5) 多文化共生支援の推進  
多文化共生に関する情報を広く収集し、好事例等を紹介していきます。

### ■本件に関するお問い合わせ先

実習支援部業務課 TEL: 03-4306-1160

# JITCO保険の保険金請求からみた (外国人技能実習生総合保険) 技能実習生の日常生活の留意点

JITCOでは、技能実習生の日本での円滑な生活の支援として、外国人技能実習生総合保険※（以下、JITCO 保険）をご用意し、多くの皆さまにご加入いただいております。この保険は、技能実習生の就業中以外での怪我や病気の治療費の補償、自転車で他人に怪我をさせた等の賠償責任の補償、死亡・危篤時の親族の渡航費用の補償などが含まれます。怪我や病気の治療費は、風邪、腹痛等 3,000 円以内の軽微なご請求から、入院を伴う高額なご請求まで様々です。この補償は技能実習生本人の負担を軽減する、本人のための補償と言えますが、一方で、賠償や万一の時のご家族の渡航費用等は 100 万円を超えることも多く、治療費に比べると相対的に高額となります。JITCO 保険には、そうした金銭的な補償をカバーすることで、監理団体・実習実施者の皆さまの円滑な実習実施を支援するという一面もあります。

本稿では 2017 年度（2017 年 4 月から 2018 年 3 月まで）に発生した JITCO 保険の保険金請求傾向と、日常生活の留意点を紹介しますので、技能実習生の支援にお役立てください。

※外国人技能実習生総合保険(JITCO保険)とは、社会保険(労災保険・国民健康保険等)に加入している前提で、その不足分を補う、外国人技能実習生向けに開発された保険です。以下のような場合に保険金が支払われます。

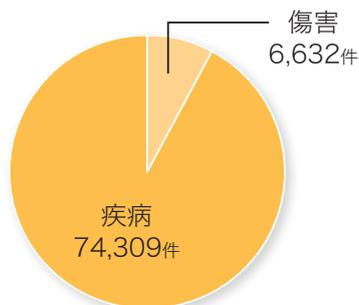
健康保険の自己負担分(30%)を補償 就業中以外の怪我・死亡事故を補償 死亡時等の親族の渡航費用等を補償  
技能実習生の個人賠償責任を補償

1

## 傷害・疾病治療の傾向と 日常生活の留意点

2017 年度の JITCO 保険の保険金請求は約 8 万件ありました。傷害（怪我）と疾病の割合をみると（グラフ 1）、それぞれ 6,632 件、74,309 件となっています。傷害（怪我）の割合は決して多くはありませんが、日常生活において一定程度発生しています。

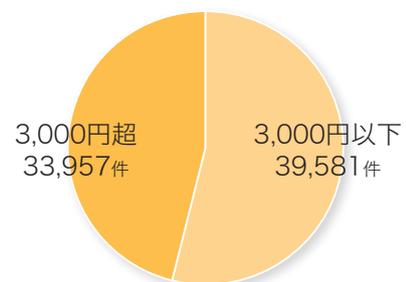
グラフ 1 傷害と疾病の割合



疾病で通院した場合の費用負担をみると（グラフ 2）、3,000 円以下（1～2 回の軽微な通院）の請求が約 40,000 件、3,000 円以上となる請求が約 34,000 件発生しています。

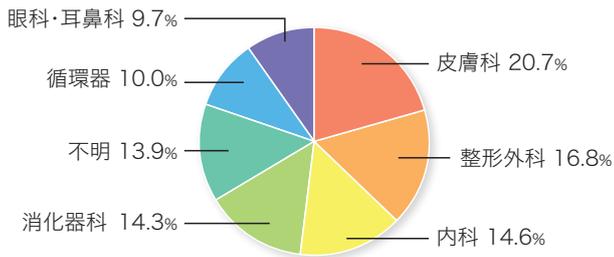
技能実習生にとって支払額が 3,000 円以上ともなれば負担大に感じられると思われかもしれませんが、JITCO 保険の加入が技能実習生の負担軽減の一助になっている実態がうかがえます。

グラフ 2 疾病における通院時の費用負担



次に、受診先の分布をみると（グラフ 3）、皮膚科系列にかかるケースが最も多く、にきび・皮膚炎・かゆみ等を原因とする受診が多い傾向にあります。また、内科・消化器系での急性咽喉炎の受診も多い傾向があります。また、近頃日本国内での発症報告が増加している肺結核での請求もありました。来日前の健康診断等による早期の発見・適切な治療等も重要です。

グラフ3 疾病における受診先の分布



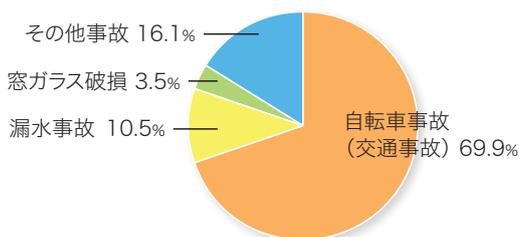
技能実習生にとって、日本の医療機関の受診方法はわかりにくく、「どの病院のどの診療科に行けばいいのか?」「病院で言葉は通じるだろうか?」「治療費はいくらかかるのだろうか?」等、不安も多いものです。医療専門用語や病状については翻訳ソフト等を活用することも可能ですが、地域の病院、日本の健康保険制度については監理団体・実習実施者の皆さまの支援が重要になります。技能実習生が気軽に相談できる環境を作っておくことが大切です。

## 2

### 個人賠償責任の事例と日常生活の留意点

グラフ4は、個人賠償責任保険に係る事故形態の割合を示したものです。最近の傾向として、自転車による事故が多く発生しています。

グラフ4 個人賠償責任保険に係る事故形態



自転車事故は、日本人と同様に自転車を運転中にスマホを操作していたことで発生することが多く、それ以外としては、日本の交通法規、標識を理解していないこと(例:一時停止の無視)で発生する事故が増えています。具体的には以下のような事例があります。

#### ●自転車事故の事例

- ① 休みの日にスマホを操作しながら自転車で近所を走行中、停止中の自動車に接触した。
- ② 夜自転車で行進中、前方不注意のため、歩行者に後方から追突した。

- ③ 自転車で傘をさして運転していて、前方の停止中の自動車に衝突した。

「交差点では一旦停止する」といった日本人にとっては当たり前のルールが、技能実習生が育った環境では当たり前でないという前提で支援をする必要があります。JITCOの教材「日本の生活案内」の中でもご紹介しておりますので活用下さい。警視庁のホームページ <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp> には詳しい記載があり、道路標識全般に関する外国語対応の説明文書もありますので、参考にしてください。

次に、自転車事故の他に注意したいのが、住居における漏水事故です。発生例の中には、賠償金額の総額が、住居の修理費用だけでなく、階下が店舗であったために休業補償を含めて総額1,000万円超となった高額な事案もあります。

#### ●漏水事故の事例

- ① 台所の水を洗濯機に運んでいたところ廊下にこぼしてしまい、階下へ漏水を起こした。
- ② トイレの床に約半年繰り返し水を撒き、掃除を行った結果、階下の事務所に水が浸水し、天井・壁・クロス・床に被害を与えた。
- ③ 排水管へ油を流したため排水管が詰まり、大量の水が漏れ、下階の天井から浸水し、天井及び階下の部屋の物品に被害を与えた。

事例①は日本人が生活していても起こりうることで、事例②③は生活習慣の違いが原因の一つです。アジアの国々の住居では石の床が一般的で、水で掃除を行います。また日本では当たり前の「油は配水管に捨てない」ということも、技能実習生の母国の常識とは異なります。

こうした事故を未然に防ぐためには、「日本の住宅では、水漏れを起こさないために、玄関を含む室内では水を撒かず拭き掃除を行う」「洗濯機や排水ホースが抜けていないか確認する」「台所の排水管が詰まらないように、シンクのゴミは小まめに片づける」という具体的なアドバイスに加え、日常生活で困ったことがあった場合に何でも相談できる環境を作ることが重要です。

JITCOでは、新しい「特定技能」の在留資格で入国する方を対象とした「特定技能外国人総合保険」もご用意しております。詳しくは国際研修サービスホームページ <http://www.k-kenshu.co.jp> をご覧ください。

■データ提供等：損害保険ジャパン日本興亜株式会社



# 建てもの事情

技能実習生を多く送り出しているアジアの国々の経済は発展しており、それにもなって都市化が進み、高層ビルや商業、公共施設の大規模建築が活況を呈しているようです。その一方で、古くから存在する歴史的、宗教的建築物を保全し、その地域の観光資源とするケースもあるようです。今回は、各国の「建てもの事情」についてお届けします。



## Vietnam [ベトナム]

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

### 私のお気に入り

### 「ハノイ・オペラハウス」の思い出

私が生まれ育った街は、ベトナムの首都・ハノイ市です。ハノイでは、フランスによる植民地時代の影響でしょうか、ほとんどがレンガで造られた建てものばかりで、小さい頃、ベトナムの片田舎でよく見かけた、藁葺きや瓦葺きの屋根で、壁を木組と土で作った農家の住まいとは違います。市の中心部の風景はどこか、フランスのバリの下町の雰囲気似ていると言われています。

ハノイと言うと、みなさんの頭によく浮かぶのは、中心部にあるホアンキエム湖のようですが、私にとってのシンボルはホアンキエム湖の



ハノイ・オペラハウス

近くにある Nhà hát lớn Hà Nội、つまり「ハノイ・オペラハウス」です。このオペラハウスは、植民地時代にフランス政府によって建てられたもので、20世紀初頭のヨーロッパのオペラハウスと同じ建築様式だと言われています。1901年に建設が始まり、1911年に完成しました。

このオペラハウスに、初めて父に連れて行ったもらった時のことを、当時はまだ小さかったのですが、今でも鮮明に覚えています。Tràng Tiền (チャンティエン) 通りの突き当たりの大きな広場の向こうに、高く優雅な建物がありました。建物正面の階段を

上ると、広々としたホールに出ます。その奥まったところには、二階に上がる大理石の階段がありました。階段の途中から左右に分かれ、まるで飛んでいる鳥の羽根のように見えました。大劇場は三階建てで、中に入って周りを見ると、各座席はアルファベットのUの字のように並んでステージを取り囲んでいました。その日、私たちが座った席は、なんと一階の壁に沿って設置されたボックス席! でも私はアリーナにある赤いピロード貼りの椅子を見て、「あそこに座ることができたら」と思いました。幼くてまだ背が低かった私はボックス席からではステージが見にくかったのです。

当時のオペラハウスの入場券は入手しやすい価格でした。義理の兄が劇団の照明技術者をしていて、新作公演があるたびに招待券をくれたので、大人になってからもよく足を運びました。初めて入った時のようなドキドキはもう感じませんでしたが、優雅なステージ、素敵な座席、高い吹き抜けの天井を見るたびに、別世界にいる気分になりました。

一方で、その頃のベトナムは、ベトナム戦争終結直後で経済的に困難な時期でした。オペラハウスの修理は長いこと行われず、外装も内装もあちこちが傷んでいました。1986年にドイモイ政策が始まり、1995年になってようやく大規模修繕工事が開始され、1997年頃に終了しました。その後オペラハウスの隣に、オペラハウスとよく似たデザインのホテルが建てられ、周辺はあっという間に高級エリアになっていきました。

私が来日して約30年、あのオペラハウスに出かけることもなくなりりましたが、現在も音楽の演奏会やベトナムの伝統芸能などが催され、首都ハノイの重要な文化の中心地としてたくさんの人々に愛され続けていることでしょう。



## China [中国]

兎 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

### 十大建築にみる中国のモダン化とグローバルズム

私は大学卒業後、通訳関係の仕事で中国各地に足を延ばす機会が多く、現代中国の建築事情の変化の激しさを切に感じてきました。

古来の中国の建築(皇室宮殿、寺院、家屋、陵墓と園林建築等)の構造は、支柱、横梁、桁等の主要部分を木組みで構成される、「木の建築」でした。しかし時代を経て「石の建築」へと変遷します。1980年代に上海の中心地である外灘に日本人を案内したことがあります。外灘沿いには、1843～1940年頃の建築が残っていますが、その日本人は「石造りの洋式建てもの」の印象が強く残ったようでした。

やはり1980年代、北京に滞在していた日本人に北京の印象を聞いたところ、「大きな田舎」と揶揄されたことがありました。たぶんあの頃は、北京と東京との差が大きかったのだと思われます。1958年からの約30年間、北京では天安門や万里長城等の歴史的建築物以外に大きな建てものが建築されませんでした。例外は中華人民共和国の建国10周年(1959年)を祝うために作られた「十大建築」で、列挙すると①人民大会堂、②中国革命歴史博物館、③中国人民革命軍事博物館、④全国農業展覽館、⑤北京駅、⑥北京工人体育場、⑦民族文化宮、⑧ミンズーホテル(民族飯店)、⑨釣魚台国賓館、⑩華僑ビル(1988年に取り壊され再建)です。十大建築の特色は当時のソビエト連邦に広く見られたゴシック式様式であることです。中国・ソビエト連邦の友好時代の産物で、ゴシック式の特徴は特に中国人民革命軍事博物館に表現されています。

21世紀に入ると、上海を始めとする各地に高層ビルがタケノコのように建設されるようになりました。2014年6月には、「中国現代十大建築」が発表されました。新しい十大建築は、①北京の駿豪・中央公園広場(2014年着工/香港企業が設計)、②北京の中国尊(2011年着工～2018年竣工/高さ528m/北京市建筑设计研究院が設計)、③北京の国家スタジアム(2008年竣工/北京五輪のメインスタジアムとしてスイス建築設計事務所 赫佐格氏ら設計)、④杭州の中国美術学院 象山キャンパス(建築物と自然環境の一体化をはかったキャンパス)、⑤上海のジンマオタワー(高さ420.5m、88階建て/仏塔など中国建築の形態を引用したポストモダン建築。米国のSOM社が設計)、⑥上

海の高層ビル群から「中国現代十大建築」に2ヶ所が選出。右手にひときわ高くみえるのが上海タワー。



上海の高層ビル群から「中国現代十大建築」に2ヶ所が選出。右手にひときわ高くみえるのが上海タワー。

海の高層ビル群から「中国現代十大建築」に2ヶ所が選出。右手にひときわ高くみえるのが上海タワー。社が設計)、⑨台北101(1998年着工～2004年竣工/509.2m)、⑩廣州TVタワー(2005年着工～2009年竣工/高さ600m/オランダの設計事務所が設計)、⑩北京の中国国際貿易センター第三期(2009年竣工/高さ330m)となっています。

1950年代の十大建築はゴシック式建築一辺倒だったのに対し、21世紀の十大建築は東洋・西洋を代表する多才・一流の設計者が手掛け、グローバル化しました。そこには古くからの木の建築、石の建築も融合されています。また背景には、中国の経済発展の凄まじさも投影されているように思います。



## Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語相談スタッフ)

### フィリピンの歴史を伝える2つの世界文化遺産

今回私がご紹介したいのは、世界文化遺産に登録されている2つの建造物です。

まず、1つ目は、「フィリピンのバロック様式教会群」です。これはスペイン統治下の16世紀に建てられた、①マニラのサン・アグスチン教会、②パオアイのサン・アグスチン教会、③サンタ・マリアのアスンシオン教会 ④パナイ島のビリャヌエバ教会の4つを指しています。

「バロック様式教会」とは、近世中期のヨーロッパで生まれ出された、内外装に芸術的な彫刻や壁画、ステンドグラス等を施し、華美な家具を誇るバロック様式の建築を取り入れた教会です。フィリピン各地にカトリックを広めるために、カトリック教会の政治的、宗教的権威を象徴するものとして次々と建設されていきました。マニラのサン・アグスチン教会は、旧市街地「イントラムロス」の





中にあり、1571年にフィリピン最初の教会として建立されました。創建当初は木造でしたが、2度にわたる被災により、1607年に石造建築に変わり、18世紀末にほぼ現在の建物が完成しました。イントラムロスの中で、天災や戦災を逃れて当時のまま残されているのはここだけです。このサン・アグスチン教会は、マニラのNo.1観光スポットであり、ここで結婚式を挙げることは多くのフィリピン女性の憧れでもあります。結婚式が行われているときは教会内に入ることができませんが、そのような場合は、教会内に博物館が併設されているのでぜひ見学してみてください。16～19世紀のカソリック教会の貴重な文化財が展示、収蔵されていて、アジアトップクラスを誇ります。なお、「フィリピンのバロック様式教会群」を見学する時には、それぞれ注意事項が定められていますので事前に確認が必要です。また、敬虔な宗教施設なので派手な服装や肌の露出の多い服装は厳禁です。

2つ目の世界文化遺産は、ルソン島北部、マニラから400kmほど北にある「ピガン歴史都市」です。ここは1574年以降、スペインの統治下で、貿易・商業の拠点として栄えた歴史的な街並みが残されていて、当時の庶民の住居と生活を観ることができます。「ピガン歴史都市」の内、ユネスコに登録された建造物は120棟で、その大半は、バハイ・ナ・バト (bahay na bato) と呼ばれる建築様式の住宅で、スペイン人神父が先住民イロカノ人の高床式住居からヒントを得て考案したものと言われています。bahay na bato とは、「石造りの家」と言う意味ですが、実際には木の骨組みと煉瓦 (石) で造られる2階建てで、1階が倉庫や店舗、馬屋等

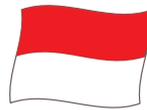


ピガン歴史都市の街並み

に利用され、風通しの良い2階部分が住居スペースとなっています。太平洋戦争以前にはこのような街並みがフィリピンには多数ありましたが、ピガンの街並みだけが奇跡的に戦火を免れました。その理由には、フィリピン人を妻に持つ一人の日本人将校の話が伝えられています。敗戦の色濃く、ピガン守備隊を率いる高橋大尉は、愛する妻と娘をピガンの街に残して撤退する前、カソリック教会司教に、進攻してくるアメリカ軍に「この街に日本軍は残っていないので砲撃しないよう伝えてほしい」と託します。その後、高橋大尉の守備隊は全滅してしまいますが、司教が大きな白旗を掲げアメリカ軍を迎え入れたことからピガンの街は破壊されることなく残りました。

に利用され、風通しの良い2階部分が住居スペースとなっています。太平洋戦争以前にはこのような街並みがフィリピンには多数ありましたが、

ご紹介した2つはフィリピンの歴史をうかがえるものですので、ぜひ観光をお勧めします。



## Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

### 小さな村をカラフルに彩り、観光資源に

インドネシアは、それはそれは、多様な建築物の宝庫です。宗教建築だけでも国内には、イスラム教徒の集う多くの大小のモスク (mesjid)、世界遺産として登録される石造りの仏教寺院、バリ・ヒンズー教のチャンディ (candi)、キリスト教徒の教会グレジャ (gereja)、中国寺院のクレンテン (kelenteng) などがあります。また、オランダ等の西欧文化に影響を受けた洋館や、古くから住み着く華人の商店、貴族・王族文化に影響を受けた家屋、民族ごとに形の異なる住居等、渾然一体としています。建ても単体としてだけでなく、大きく町並みとしてとらえても、見応えがあります。

さて数年前、ジャワ島の小さな村が、「虹の村」(kampung pelangi) として生まれ変わりました。村を一つのキャンパスに見立て、密集した家屋の屋根や壁、敷石までを、色彩豊かにペンキで塗り上げる様子が次第にソーシャルメディアで拡散され、インドネシア国内で大変有名になりました。日本のメディアでも取り上げられたので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれません。

この村は、そもそも小高い丘の斜面にあります。その丘の頂上には、古くから広大なイスラム教徒の墓地があり、丘の麓には甲いに訪れる人々を相手にする花屋が立ち並んでいました。この墓地と花屋の間の斜面を埋めるようにして人々が移り住むようになると、斜面にへばり着くように平屋が建ち、独特の景観を形成していきました。色彩としては、灰色の街並みでした。村は、観光振興のため、行政官の指導のもと花屋の街並みの改修を行いました。ところが終了してみると、花屋の後ろに広がる古く暗い家々の存在が、やけに目につくようになったようです。そこで引き続き行政が改善に乗り出し、地域住民に参加



写真は、筆者の友人が家族旅行で Kampung Tridi という東ジャバにある村を訪問した時のもの

を呼び掛けて村を彩る取組みを始め、現在の状況になりました。やがて、SNS映えを狙って多くの観光客が訪れ、口コミが広がり、さらに観光客が増え、観光収入(村に入るための入場券の販売収入等)のおかげでこの村は潤いました。子どもたちの教育水準も上がり、豊かな生活を手に入れることができるようになったのです。さらにこの村では、以前は移住民の居住権が認められず、不法占拠の罪に問われることもありましたが、改修を機に正式な居住権が与えられ、地域住民として家々の管理が任せられるようになりました。

今ではこの「虹の村」の地域振興にあやかり、似たようなコンセプト、ビジネスモデルの村が各地で誕生し、それぞれ特徴的な景観を作っています。もしかすると、このような小村出身の技能実習生が皆さんの身の回りにいるかもしれません。ぜひ聞いてみてほしいですし、各地の村を紹介する記事や写真を検索してみてください。

インドネシアでは、高温多湿な気候と強い日差し、激しい降雨によって建物は傷みやすく、せっかく施した鮮やかなペンキの色も褪せていきます。庭木や自然の植物の成長も旺盛で、せっかくの色彩が埋もれてしまうので、常に丁寧な補修を施さない限り、良い状態を保つことは至難です。ビビットな色彩を保ちながら、個性的で新しいものを取り入れ、これからも訪れる人々を魅了し続けて欲しいものです。



## Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

### 絢爛豪華な寺院と一般住宅の最新建築事情

タイの建てもの聞いて、みなさまはどんなものを思い浮かべるでしょうか？ タイを1度でも訪れたことのある人であれば、きっと、きらびやかな寺院か、東南アジアの田園風景とともに高床式の住宅を想像されるのではないかと思います。そこで今回は、建てもの中でも、「寺院」と「住宅」について紹介します。

まず「寺院」についてです。タイの寺院といえば、ワット・プラケオ(通称エメラルド寺院)で、タイの様々な寺院に通い慣れている筆者でもうっとりしてしまうほど、美しい装飾が施されています。金色の仏塔が整然と並び、カラフルなタイルをはめこんだ仏像や、通称の由来となったエメラルドの仏など、実に贅沢な造りとなっています。では、ワット・プラケオなどに代表されるバンコクの寺院以外の地方の寺院はどのような造りとなっているのでしょうか。郊

外の寺院はさびれていそう？ いえいえ、実はそんなことはなく、格式のある寺院ほどではないものの、ほとんどの寺院は白と金を基調としてい



金色がまばゆいワット・プラケオ

ます。とても立派な造りとなっており、必ずまばゆく光る金色の仏像が安置されています。どんなに都会から離れた農村部でも、寺院はびっくりするほど豪華な造りとなっています。

なぜ寺院はどこも豪華なのでしょう。その理由は、地域における寺院の役割にあります。実は寺院は、その地域にとって絶対になくてはならない建てものなのです。日本に当てはめると、市町村の役所・役場に匹敵すると言っても過言ではありません。週末の朝になると、多くの地域住民と僧侶がともに御経を唱え、人々の平和と発展を願います。このような役割から寺院は地域の象徴であるため、どこも豪華であるというわけなのです。

次に、「一般の住宅」についてです。バンコク、バンコク以外の都市部、地方に分けて紹介したいと思います。

まずバンコクですが、今現在マンションの建築ラッシュとなっています。これはかつての東京と同じで、一極集中がかなり進み、住宅の供給が需要にまったく追いついていないためです。これらマンションが立ち並ぶのは主に駅に近い場所がほとんどです。少し路地に入って歩くと、一軒家も見えてきます。基本的に外観は、風通しが良くなるようにしてある部分を除けば、あまり日本の家と変わりません。

バンコク以外の都市部はどうでしょうか。バンコクと比べるとだいぶマンションの数は減ります。駅近の物件は住宅よりも商業地である場合がほとんどです。路地に入っていくと、マンションよりアパートが多く並びます。

最後に地方の小さな町の住宅事情についてです。冒頭で触れたように、地方を巡ると、歴史的には高床式の住宅が多く見られました。現在もまだ残っているものの、山間部まで行かない限り見つけるのに苦労するかもしれません。住宅の現代化(洋風化)が進んでいるからです。新しく家を建てる場合、高床式はもちろん、木造で作ろうとする人はほとんどいません。理由の1つとして、「シロアリ被害」が挙げられます。タイは常夏のため、木造建てはすぐにシロアリにやられて柱がグラグラということも珍しくないのです。

いかがでしょうか。バンコク等の都会から地方に移動する機会がありましたら、寺院や住宅にぜひ注目してみてくださいね。

# JITCOの教材のご案内



## 新刊！2019年4月開始の在留資格「特定技能」の必携書

☆印が付いた「特定技能」関連教材の3種類をセットでご購入の場合、賛助会員に限り、定価の4割引で販売いたします。

### 『特定技能外国人受入れに関する運用要領Ⅰ(要領本体・支援に係る要領別冊)』☆

(賛助会員は割引)

定価:2,160円(本体2,000円+税) A4判 197頁

2019年4月1日から在留資格「特定技能」の運用が始まりました。本書は、法務省が公表する「特定技能外国人受入れに関する運用要領」(2019年3月20日公表版)の「要領本体」および「支援に係る要領別冊」を製本したもので、在留資格「特定技能」に係る法令の解釈や運用上の留意点が明らかにされています。

本制度の正しい理解・適正な運用のために、特定技能所属機関や登録支援機関等の関係者の皆様には是非お手元においていただきたい必読書です。



#### 〈目次〉

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 在留資格「特定技能」創設の目的 | 6. 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等 |
| 2. 制度の概要           | 7. 特定技能所属機関に関する届出       |
| 3. 在留資格「特定技能」      | 8. 報告徴収・改善命令等           |
| 4. 特定技能外国人に関する基準   | 9. 登録支援機関               |
| 5. 特定技能所属機関に関する基準等 | 10. 罰則等                 |

### 『特定技能外国人受入れに関する運用要領Ⅱ(特定の分野に係る要領別冊)』☆

(賛助会員は割引)

定価:2,592円(本体2,400円+税) A4判 287頁

本書は、法務省が公表する「特定技能外国人受入れに関する運用要領」(2019年3月20日公表版)の「特定の分野に係る要領別冊」を製本したものです。在留資格「特定技能」で受入れが可能な14分野(介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業)について、分野ごとに詳細な基準や参考様式が示されています。

各分野における特定技能の制度の適正な運用を図るために、『特定技能外国人受入れに関する運用要領Ⅰ』とあわせて必読いただきたい一冊です。



## 在留資格「特定技能」(省令様式・参考様式)☆(賛助会員は割引)

定価:4,428円(本体4,100円+税) A4判 272頁

本書は、法務省が公表する「省令様式」および「参考様式」(2019年3月20日公表版)を製本したもので、特定技能外国人の在留諸申請および登録支援機関の登録・更新申請に必要な提出書類が示されています。

各種申請書類の確認にご活用いただけるよう提出書類一覧・確認表を収録し、また、記載例が公表されている様式については、空欄の様式と併せてご覧いただけるようJITCOで編集し、見開きページで掲載しています。「特定技能外国人受入れに関する運用要領I・II」とあわせて、実務に役立つ一冊です。

※2019年7月には、様式や記載例に詳しい解説を加えた新冊子の発刊も予定しています。



## 耳で覚える!!「介護のにはほんご100時間」をCD化

### 外国人のための介護のにはほんご100時間【音声CD】(賛助会員割引の対象外)

定価:1,080円(本体1,000円+税) CD2枚組

好評をいただいています「介護のにはほんご100時間」シリーズに、音声CD版が登場しました。

介護のにはほんご100時間シリーズでは、これまで教科書で3言語(英語訳付き、インドネシア語訳付き、ベトナム語訳付き)、単語集で3言語(英語、インドネシア語、ベトナム語で日本語との対訳集)をラインアップしていました。この音声CDでは、教科書の内容にそって日本語を耳で確認することができます。

教科書とセットで活用すれば、日本語学習のスピードアップにつながります。

#### 〈収録内容〉

- |               |          |            |
|---------------|----------|------------|
| 1. 介護の現場の接遇   | 4. 整容食事  | 7. 入浴介助    |
| 2. 施設の名称と働く人々 | 5. 更衣介助  | 8. 記録しましょう |
| 3. 体の部位の名称    | 6. 排せつ介助 |            |



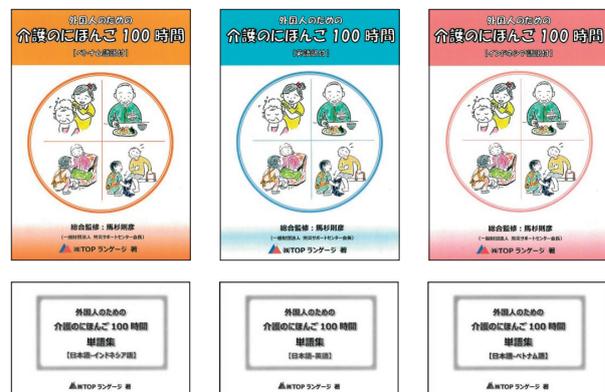
#### 〈別売り〉

「介護のにはほんご100時間」【教科書】 定価:各2,160円

■英語版、インドネシア語版、ベトナム語版

「介護のにはほんご100時間」【単語集】 定価:各756円

■英語版、インドネシア語版、ベトナム語版



※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110

FAX: 03-4306-1116

E-mail: publication\_center@jitco.or.jp

# JITCOの養成講習および各種セミナーのご案内

技能実習制度をご利用の皆さまを対象とする養成講習および各種セミナーを開催しております。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細とお申込みはこちらから  
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

## JITCOの2019年度養成講習(2019年7月中旬～10月実施分)

【お問合せ先】講習業務部養成講習課 TEL:03-4306-1156

※養成講習のお申込は、JITCOホームページからとなります。お申込開始日は同ホームページ等で講習ごとにご確認ください。

※お申込開始分についてはすでに受付を終了しているものもありますのであらかじめご了承ください。

※受講料は、おひとり様JITCO賛助会員8,000円、一般13,000円(各消費税込)となります。

※上記のスケジュールは2019年6月時点の予定であり、今後変更や追加で開催する場合があります。詳細はJITCOホームページをご確認ください。

### 監理責任者等講習

開催日時	開催場所
9月10日	栃木県 TKP宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)
10月 8日	群馬県 高崎白銀ビル(高崎)
10月 8日	東京都 JITCO本部会議室(港区)

### 技能実習責任者講習

開催日時	開催場所
7月25日	青森県 青森県観光物産館アスパム(青森)
7月25日	島根県 くまびきメッセ(松江)
9月 5日	埼玉県 TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(さいたま)
9月12日	石川県 TKP金沢カンファレンスセンター(金沢)
9月19日	大阪府 TKP大阪駅前カンファレンスセンター(大阪)
9月26日	群馬県 高崎白銀ビル(高崎)
10月10日	高知県 高知商工会館(高知)
10月16日	福井県 福井商工会議所(福井)
10月17日	長野県 JA長野県ビル(長野)
10月24日	栃木県 TKP宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)
10月29日	富山県 JITCO富山駐在事務所会議室(富山)
10月31日	熊本県 TKP熊本カンファレンスセンター(熊本)

### 技能実習指導員講習

開催日時	開催場所
7月24日	青森県 青森県観光物産館アスパム(青森)
7月24日	島根県 くまびきメッセ(松江)
9月 4日	埼玉県 TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(さいたま)
9月11日	石川県 TKP金沢カンファレンスセンター(金沢)
9月18日	大阪府 TKP大阪駅前カンファレンスセンター(大阪)
9月25日	群馬県 高崎白銀ビル(高崎)
10月 9日	高知県 高知商工会館(高知)
10月16日	長野県 JA長野県ビル(長野)
10月23日	栃木県 TKP宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)
10月30日	熊本県 TKP熊本カンファレンスセンター(熊本)

### 生活指導員講習

開催日時	開催場所
7月26日	青森県 青森県観光物産館アスパム(青森)
7月26日	島根県 くまびきメッセ(松江)
9月 6日	埼玉県 TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(さいたま)
9月13日	石川県 TKP金沢カンファレンスセンター(金沢)
9月20日	大阪府 TKP大阪駅前カンファレンスセンター(大阪)
9月27日	群馬県 高崎白銀ビル(高崎)
10月11日	高知県 高知商工会館(高知)
10月18日	長野県 JA長野県ビル(長野)
10月25日	栃木県 TKP宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)

## JITCOの各種セミナー(2019年7月中旬～9月実施分)

※2019年6月時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申込受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

	内容	場所	担当部	お問合せ先
7月	11日(木) JITCOサポート講習会	岡山	総務部賛助会員課	03-4306-1158
	19日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】	東京(JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
8月	7日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	28日(水) 技能実習生受入れ実務セミナー【企業単独型】	東京(JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
9月	4日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	6日(金) 日本語指導トピック別実践セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	26日(木) 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】	広島	講習業務部業務課	03-4306-1138

かけはし(JITCO JOURNAL) 第28巻138号

発行日 2019年(令和元年)7月1日

発行 **公益財団法人 国際研修協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

# 割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

## 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

## 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

## 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

## 4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救護者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月	滞在期間 …36か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				保険期間 …13か月	保険期間 …37か月
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	13,330円 13,810円 14,070円	30,020円 30,500円 30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	17,340円 17,910円 18,130円	39,210円 39,810円 40,250円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	11,140円 11,430円 11,610円	25,030円 25,340円 25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	10,720円 11,130円 11,380円	23,900円 24,320円 24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	13,080円 13,550円 13,830円	29,450円 29,920円 30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	17,070円 17,650円 17,860円	38,610円 39,210円 39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	19,650円 20,390円 21,180円	42,840円 43,520円 44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	22,000円 22,750円 23,490円	48,420円 49,300円 50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	26,210円 27,000円 27,820円	57,690円 58,540円 59,560円

NEW!  
プレミアム  
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。  
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。  
※ 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。  
※ この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。  
※ これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)  
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。  
**保険に関するお問い合わせは**

WEB募集は  
**こちらから k-kenshu.net**

取扱代理店(お問い合わせ先)  
**株式会社国際研修サービス** 🔥 随時受付中 🔥

TEL **03-3453-3700** FAX 03-3453-3703  
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

# 技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

## 株式会社 博多魚嘉

昨年の7月、福岡県糟屋郡篠栗町で行われた「篠栗祇園夏まつり」に参加しました。地元の氏神様をまつる須賀神社の一带で開催される祭事で、祇園山笠や御輿などの伝統行事と、たくさんの露店でにぎわいます。

技能実習生は初めて浴衣を着て、うちわで暑さをしのぎながら、日本の夏を満喫していました。



## 富士食品工業株式会社

私ども富士食品工業(株)は、山梨市にある食品製造業の会社です。アイスクリームを中心に、冬期は中華饅頭も製造しており、技能実習生を受け入れています。技能実習生は慣れない環境や仕事にも関わらず、精一杯努力しており、当初は片言だった日本語も上達し、意思疎通がはかれるようになってきました。これからますますの活躍を期待しているところです。

この写真は、毎年行っているお花見会での1枚です。甲府盆地の絶景や季節の花を楽しみ、写真をたくさん撮っていました。

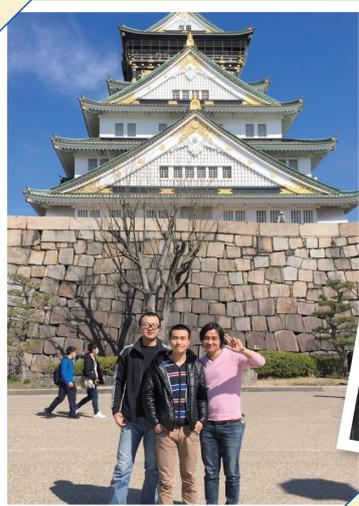


## 北陸プレス工業株式会社

中国から受け入れた技能実習生が、3年間の技能実習を終えました。所属する課で送別会を行った翌日は、思い出作りと言いますか、卒業記念と言いますか、大阪府と京都府へ小旅行に出かけました。

こちらは大阪城と、市内の有名店の前での記念撮影です。

3名の技能実習生のみなさん、お疲れ様でした。



写真を掲載しませんか？

応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>